

檀原市告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項に規定する特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成22年 2月23日

檀原市長 森下 豊

1 中間検査を行う区域

檀原市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以後に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

ア 法第85条の規定の適用を受ける建築物

イ 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

ウ 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築する当該認証に係る建築物

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(2) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築工事を行う部分の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築工事を行う部分の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途であって、延べ面積が50㎡を超えるもの

イ 法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途であって、延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のア欄に掲げる構造に応じ、同表イ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程とし、同表ウ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表イ欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	ア 構造	イ 特定工程	ウ 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じ（イ）欄の当該各項に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（ウ）欄の当該各項に掲げる工事

#### 4 適用

平成22年4月1日前に法6条第1項の確認の申請書、法6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出又は法18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。